

【高額介護サービス費制度】

2017年8月1日現在

世帯の所得によって、1か月の利用料のうち施設利用料と各種加算の合計が上限を超えた場合、払い戻しが受けられる制度です。

	区分	負担の上限（月額）
第4段階	現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
	世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）※
第2・3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
	・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
	・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円（個人）
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※「世帯」とは、住民票上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は、年間上限を446,400円とします。
（3年間の時限措置）

○申請方法

「高額介護サービス費支給申請書」をお住まいの市町村介護保険課へ提出ください。

該当する場合は、申請してから2、3か月後に払い戻しされます。

倉敷市の申請用紙は相談室にもあります。

【受領委任払い制度】

あらかじめ手続きをすることで、高額介護サービス費の負担上限額までの支払いですみます。

※月途中で入退所した月は、受領委任払いは利用できません。後日、「高額介護サービス費」として払い戻しされます。

※同一世帯に介護保険サービスを利用している方がいる場合は、受領委任払い制度は利用できません。

詳細は支援相談員にご相談ください。

【特定入所者介護サービス費（居住費・食費の減額）制度】

世帯の所得や資産によって、食費・居住費が減額されます。

	対象者
第4段階	下記以外の方
第3段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で下記第2段階以外の方
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額（遺族年金・障害年金を含む）の合計が年間80万円以下の方
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方

※ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合は減額を受けることができません。

①配偶者が市区町村民税を課税されている場合（世帯が同じかどうかは問わない）

②預貯金等の金額が、夫婦で2000万円以上、単身の場合は1000万円以上である場合

○申請方法

「介護保険負担限度額認定申請書」と添付書類を、お住まいの市町村介護保険課へ提出ください。

倉敷市の申請用紙は相談室にもあります。

申請後「負担限度額認定証」が届きましたら、受付へご提示ください。